令和5年度

事 業 計 画



^{社会福祉} 長野市社会福祉協議会

事業計画

\longrightarrow	11
\blacksquare	//\\\\
	17

I	基本方針•••	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	
П	重点目標・・・	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	
Ш	主要取組と実施	恒事!	業 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	
IV	施設等一覧・・	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	12	
V	事務局組織図・			•	•	•	•	•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	18	

令和5年度 事業計画

【本会の使命】

地域福祉を推進する中核的な団体として、誰もが支え合いながら 安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進します

I 基本方針

新型コロナウイルス感染症の長期化により、各種地域福祉活動の休止や自粛を余儀なくされ、住民同士の交流の機会が減少して、つながりが希薄化するなど社会的な孤立・孤独の問題がより一層深刻さを増しています。また、急激な物価高の進行により生活に困窮し、相談機関につながる方が大幅に増えている一方、支援が必要な状況にも関わらず、必要な支援につながらず、課題がより深刻化してしまうことも社会的な問題となっています。

徐々にではありますが、休止していた経済活動や、自粛していた地域の活動が再開されるようになり、明るい兆しもあり、本会が担っている「つながり」や「生活の不安」に対応した取組が更に求められることが予想されます。

このような状況の中、お客様及び職員の新型コロナウイルス感染防止には細心の注意を払い、本会の目的である「長野市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ること」を踏まえつつ、2年目となる第三次総合計画で掲げた使命を達成するために、効率的な事業運営を目指します。

地域福祉事業では、「ともに生きる豊かな地域社会」の実現に向け、個別支援においては、制度の狭間や複合化・複雑化した課題を抱える住民や世帯に対し、様々な社会資源を組み合わせ、重なり合わせることで支援を増やすなど、包括的な相談支援の体制づくりを推進します。また、地域支援においては、地域の中にあるヒト・モノ・コトがつながる・つなげる・つくるという視点から、既にある資源を生かしつつ、地域にある社会福祉法人等との連携により新たな取組のコーディネートを行うなど、新しい生活様式の下で地域福祉活動の充実を図ります。

介護サービスにおいては、利用者の権利と人格を尊重し、地域の一員として自分らしい生活を営むことができるよう自立支援に資する質の高いサービスを提供するとともに、事業活動にあたり効率性・収益性を意識しながら関係機関や地域住民等と連携を図ることで、福祉・介護の拠点として地域に貢献できる事業所を目指します。

Ⅱ 重点目標

○総務課関係

(1) 第三次総合計画における経営基盤の強化方針に掲げた「財源の確保」「福祉人材の確保・育成・ 定着」「活動・支援拠点の整備」「組織内の連携とガバナンスの強化」を推進します。

本会が実施している事業やサービス、職員募集に関して効果的な情報が提供できるように広報機能の強化を図ります。また、企業、大学や施設等の地域にある様々な社会資源と連携を進めることにより、本会との関りを持っていただき認知度を上げる広報戦略も検討します。

- (2) 受託団体事務については、関係機関・団体等と連携して効率的で適切な支援体制を構築し、 日赤活動資金や共同募金については、趣旨を広く周知することにより地域住民や関係者の共感と 理解を得られるよう取組を進めます。
- (3) 長野市放課後子ども総合プラン事業の受託にあたり、児童に安全安心な居場所の提供が出来るよう、適切な施設運営と職員の雇用確保に努めます。また、放課後子ども総合プラン事業の新法人への業務移行について、引継ぎを適切に実施します。

○地域福祉課関係

- (4) 市民一人ひとりがその人らしく安心して生活できる体制整備を図るため、「おひとりさま」あんしんサポート相談事業を推進し、令和4年度に引き続き各関係機関と協力し長野市版「入院・ 入所ガイドライン」策定に取り組みます。
- (5)「長野市生活就労支援センター"まいさぽ長野市"」を運営し、新型コロナウイルス感染症や物価高等を起因とする生活困窮、ひきこもり、被災等の課題を抱える世帯に対し、アウトリーチ※1機能を強化した伴走型による支援や就労支援、貸付制度等を利用した後の適切なフォローアップ、多機関協働による包括的な相談支援を提供するなど、支援体制の充実を図ります。
- (6)人口減少や高齢化等を要因とした地域社会の存続への危機感が生まれる中、世代や分野を超えてつながり地域を支えていく「地域共生社会」を実現するため、地区担当職員を中心にコロナ禍での新たなつながりを生む取組の提案や既存の取組の工夫を紹介する等、住民自治協議会が進める福祉課題解決にむけた取組に継続的な支援を行うと共に、被災者が安心して生活できるよう、地域コミュニティ復興に向けた支援を行います。
- (7)誰もがボランティア活動できる地域社会を創造するため、住民自治協議会への支援を強化し、地域で活動するボランティアの養成や講座の開催を通じ、拠点整備及び多様な居場所づくりに取り組むとともに、ICT 図の活用等コロナ禍においてもボランティア活動が継続できる提案や支援を行います。
- (8) 地区だけの取組では解決できない福祉課題については、コミュニティ・ソーシャルワーカー (CSW) 図 による助言や、社会福祉法人等と連携した取組の検討、推進を行います。そして負担感等が増加したと言われる地域福祉ワーカー(生活支援コーディネーター)に対しては、福祉政策課、地域包括ケア推進課と協力し研修や支援体制を強化します。

- (9)「地域たすけあい事業」を持続可能な事業とするため、制度の再編に向けて住民自治協議会と一緒に取り組みます。
- (10) 地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的支援体制を整備するため、相談支援、参加支援、地域づくりを一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」への移行に向けた 取組を推進します。

○介護サービス課関係

- (11) 利用者が住み慣れた地域で役割を持ち、自分らしい生活を継続してできるよう支援し、利用者の自立支援・重度化防止の取組を推進します。
- (12) 介護人材の確保に向けて、働きやすい職場を整備するため業務の見直しを行います。
- (13) 感染症や災害が発生した場合であっても、利用者や職員の安全を確保し、必要なサービスを安定的・継続的に提供できるよう、事業継続計画 (BCP) ※4 を活用して事業の継続を図ります。
- (14) 利用者の尊厳を保持し、認知症の理解、人権擁護、虐待防止の取組を推進します。
- (15) 質の高いサービスを継続的に提供できるように、健全経営を目指し、個々の職員の資質・能力向上に努めます。

◇用語解説

|※1| アウトリーチ

英語で「手を伸ばす」という意味から、ひきこもり状態にある方等、支援が必要であるにもかかわらず、自ら申 し出ない人たちに対して、公共機関等が積極的に働きかけ、支援を届けることを指します。

※2 ICT

「Information and Communication Technology」(インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー)の略で意味は「情報通信技術」。インターネット上でのやり取りやメールなど、人同士のコミュニケーションを手助けする事も I C T O 活用事例に該当する。

|※3| コミュニティ・ソーシャルワーカー (CSW)

地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する個別支援と、それらの人々が暮らす生活環境の整備や住 民の組織化等の地域支援をチームアプローチによって統合的に展開する「コミュニティソーシャルワーク」の推進 役のこと

※4 事業継続計画 (BCP)

自然災害などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと

Ⅲ 主要取組と実施事業

○説明

- ・それぞれ所属(担当)ごとに、実施する事業や主要取組とその概要を一覧とした。
- ・「重点」:各所属における重点目標に関係する事業や取組に、●印を記載した。
- ・「新規等」:事業や取組が「新規」、(事業規模の)「拡大」「縮小」のいずれかに該当する場合は記載した。
- ・「種別」:自主事業(補助事業を含む)以外の「受託」「指定管理」「他法人が行う事業への 参画(県社協事業など)」の場合は、その内容を記載した。
- ・「総合計画」: それぞれの事業・取組が、第三次総合計画における4つの基本目標のうち、主にどの視点をもって事業・取組を行うのか」を示した。(複数選択あり)

相:一人ひとりの思い・困りごとを受け止める、誰もとりこぼさない相談支援

連:地域生活課題の解決に向けて、つながり、つなぎ、結ぶパートナーシップ

参:お互いさまの心をもって、多様な在り方を認め合える参加支援

サ:地域で安心していきいきと暮らし続けられる、地域と一緒に支える活動・サービスの提供

1 法人全体で行うこと

	以入土件(II)(C		
No.	取組・事業名 重点 新規等 種別 **** 種別 ***************************	総合計画	取組・事業の概要
(1)	会務の運営	連参サ	意思決定や事業執行を行う理事会と議決機関である評議員会を中心に、社会福祉法に基づいた組織として会務を運営する。
(2)	第三次総合計画の推進	連参サ	第三次総合計画に基づき、使命を達成するために掲げた4つの基本目標に沿ってそれぞれの事業や取組を推進する。
(3)	広報・広聴活動	連 参 サ	本会の広報及び広聴活動を、広報誌「ふくしながの」 や各種SNSなどを活用し積極的に行う。令和4年度に 検討を進めてきたホームページのリニューアルを実行す る。
(4)	人材育成(研修の実施・参加)	連参サ	社協職員としての基本的な資質を高めるため、また各事業における専門性を高めるため、全体研修の実施や専門的研修へ参加する。 社協内・職場内研修の充実や、次世代リーダーや新人・若手を育成するための指導者等の人材育成を図る。
(5)	災害想定訓練	連	職員の防災・危機管理能力の向上及び災害対応マニュアルの内容理解や改善を目的とした訓練を定期的に実施する。
(6)	県内社協職員災害初動時派遣チ (DSAT) への参加 県社協事業	ーム 連	県内で災害が発生した際の初動対応に備えるため、長野県社協が主導するDSATに参加する。

2 総務課(総務担当)

No.	取組・	事業名		取組・事業の概要
110.	重点 新規等	種別	総合計画	収組・事業の似安
(1)	長野市社会福祉大会	の開催		住民の福祉活動に関する意識向上と啓発を目指し、長
(1)			連 参	野市社会福祉大会を開催する。
(2)	ふれあい福祉センタ	一管理紹	E営事業	市有施設の指定管理者として、地域福祉・ボランティ ア活動拠点であるふれあい福祉センターの管理経営を行
	指	定管理	参 サ	う。
(3)	寄附・賛助会費の募	集		個人・団体等からの寄付金品及び賛助会員の募集、受
(3)			連 参	け入れ手続き等を行う。

(4)	ふれあい福祉基金の運営	福祉需要の増大及び多様化に対応した事業の推進を図
	サ	るために設置した本基金の運用及び管理を行う。
(5)	ボランティア活動振興基金の運営	自主的で継続的なボランティア活動の振興を図るため に設置した本基金の運用及び管理を行う。
(-)	<u> </u>	長野市社会福祉大会において、社会福祉に功労があっ
(6)	参	た個人・団体を表彰する。
(7)	職員の労務管理体制の整備	働き方改革に伴う職員勤怠管理体制の整備を推進す
(1)	サ	る。

3 総務課(団体担当)

	<u>松秀珠(団体担当</u> 取約	'/ L・事業名		
No.	重点 新規等	種別	総合計画	取組・事業の概要
(1)	社会を明るくする	運動推進事	,	罪を犯した人たちの立ち直りについて理解を深め、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための啓発活動等を、住民自治協議会の協力により実施する。
(2)	災害見舞金事業			災害による住宅罹災・死亡及び事故による死亡に対して、長野県共同募金会、日本赤十字社長野県支部及び当
			相連サ	会の3者による見舞金品の給付を行う。
(3)	長野市民生委員児	望童委員協議		長野市民生委員児童委員協議会の事務局を受託し、37 地区(法定単位)民生委員児童委員協議会の連携・活動 推進及び情報交換を図るとともに関係機関・団体等との
	•	団体受託	相連参サ	連絡調整を行う。
(4)	日赤活動資金募集		N-La - (2 - 2)	日本赤十字社法に基づき設置された日本赤十字社の長 野県支部長野市地区の事務局として、支援者募集及び活 動資金収納を行う。
		団体受託	連参サ	
(5)	共同募金運動協力]事業	· 十	社会福祉法に基づき長野県共同募金会が実施する寄付金の募集において、長野県共同募金会長野市共同募金委員会の事務局として事業に協力する。
	共同募金配分金事	· 业	連参サ	
(6)	六门秀立即万立寺	*未	相連参サ	長野県共同募金会より配分された配分金を活用した事業を行う。
(7)	長野市遺族会への)支援 団体受託	相連参サ	長野市遺族会の事務局を受託し、会への支援を行う。
(8)	長野市手をつなく)支援 相 連 参 サ	長野市手をつなぐ育成会の事務局を受託し、会への支 援を行う。
(9)	長野市赤十字奉仕		{ 相 連 参 サ	長野市赤十字奉仕団の事務局を受託し、会への支援を 行う。
(10)	長野地区保護司会		相連参サ	長野地区保護司会の事務局を受託し、会への支援を行 う。
(11)	長野地区更生保護)支援 相 連 参 サ	長野地区更生保護女性会の事務局を受託し、会への支 援を行う。

4 総務課(子どもプラン担当)

No.	取紅 重点 新規等	組・事業名 種別	総合計画	取組・事業の概要
(1)	児童館・児童セン ラザの管理経営		後子どもプ	長野市から指定管理者の指定及び委託を受け、児童の 健全育成を図るとともに就労家庭を支援する児童館等の 管理経営を行う。
	•	受託・ 指定管理	サ	長野市が設立した新法人へ、放課後子ども総合プラン 事業の業務を確実に移行する。

5 地域福祉課(地域福祉担当)

5 ;	<u>地域備征課(地域備征担当)</u> 取組・事業名	
No.		取組・事業の概要
	重点 新規等 種別 総合計画	職員の担当する地区を決めて関わることで、各地区の
	住民自治協議会と協働による福祉のまち	ニーズに関する調査・研究からニーズに即した支援を行うほか、住民自治協議会と協働で事業の企画・立案に携わる。また、地区地域福祉活動計画の見直し及び進捗管
(1)	づくり	理の支援を行う。 なお、住民自治協議会役員との顔の見える関係を構築
	●	し、地区課題を共有する中で、具体的な支援を行うため 地区訪問を行う。
	たれのナナベノリナ <u>ル</u> はフナ はの中曜市	住民自治協議会が行う福祉活動(福祉移送、サロン、 子育て支援等)に対して、課題や活動の種別に即して共
(2)	福祉のまちづくりを進めるための実践事 業	同募金等を財源に経費の助成を行う。 また、地区の独自課題の解決に向けた動きに対しても
	連参	助成することで、その地区独自の課題解決に即した支援 を行う。
(3)	住民自治協議会福祉関係部会への支援	住民自治協議会福祉関係部会への支援のため、各地区 の役員を対象に情報交換を行い、各地区の状況や取組の サカス
(3)	相 連 参	共有を行う。 また、事務担当者会議を開催し、本会の支援内容につ いての伝達を行う。
	地域福祉ワーカー連絡調整会議等の開催	
(4)	・ ・	地域福祉を推進する担い手として各地区に配置されて いる地域福祉ワーカーの活動への助言などを行う。
(5)	地域たすけあい事業の実施及び再編検討	高齢者、障害者等に対して、地域住民の協力を得て有 償による家事援助及び福祉移送サービスを行う事業。ま た、必要に応じて事業の再編を検討する。
-	■ ■	
(6)	福祉推進員への支援	住民自治協議会が設置する福祉推進員を対象に、福祉推進員の役割等の基礎的事項について活動事例などを通して学ぶ機会を設ける。 また、活動事例や基本的事項を冊子にまとめて配布・共有することで、福祉の現場で必要な知識や他地区の事
	連参	所等を広める。 一般等を広める。
	信州暮らしの支え合いネットワークへの協力、参加	県内の住民参加型有償在宅福祉サービスを行っている
(7)	他法人事業 連参	団体により組織されている連合会(長野県社会福祉協議 会が事務局)へ協力・参加する。
(8)	配食サービス事業(鬼無里地区)	食事づくりが困難な高齢者や障害者へ見守りを兼ねて
(8)	市受託 サ	昼食の配達を行う。令和6年度末廃止予定。
(9)	長野市地域福祉推進セミナーの開催	長野市地域福祉計画に基づき、市民、福祉関係機関、行政等が一同に会し、地域福祉の推進に関する事柄につ
	連	いて学び、意見交換を行う。
(10)	老人福祉センター管理経営事業	高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を提供することや、地域における福祉活動の場を提供するとともに、生きがいづくり講座を開催し高齢者の生きがいや余暇活動の促進を図ります。また、白泉の企業を取ります。また、白泉の企業を取ります。
	指定管理 相 連 参 サ	自身の介護予防のため、健康づくり等の介護予防関連事業を行います。
(11)	公共交通バス受託事業(大岡地区)	高齢者や子ども等の移動手段を確保するために、市が 所有する車輌3台(愛称:「ハッピー号」)を活用し、 大岡地区内及び一部信州新町地区への空白地移送を行っ
	市受託 サ	ス 同地区内及い一部 信州 新 可 地区への 空 日 地 移送 を 行っている。

(12)	第四次長野市地域福祉計画の推進 連 参	長野市の地域福祉施策のあり方について市民の意見や 有識者等からの専門的な知識を反映させるため、長野市 が設置している長野市社会福祉審議会地域福祉専門分科 会へ参加するほか、長野市地域福祉計画の進行管理・評 価を行うため、長野市が市民・福祉関係機関等により組 織した推進会議及び庁内推進会議への出席・事務局的役 割を担う。
(13)	介護者支援・交流事業	在宅で介護している介護者を対象に、心身のリフレッシュを図ることを目的として、交流事業を行うほか、短時間(2~3時間)で、日頃の介護に対する思いなどについて話し合う場を老人福祉センターごとに開催し、介護者の相談や仲間づくりにつなげる。中条老人福祉センターでは、毎月第一木曜日に施設の一部を開放して介護者が気軽に立ち寄ってリフレッシュできる場を提供する。
(14)	孤立防止活動の推進 相 連 参 サ	孤立を見逃さない地域づくりに向け、市と協働し取り 組んでいる「孤立防止・見守りネットワーク事業」を推 進するとともに、地域の福祉関係者である住自協役員や 民生委員・児童委員、福祉推進員等へ孤立防止に向けて の意識啓発への働きかけを行う。
(15)	コミュニティ・ソーシャルワーカー (CSW)の配置 ■ 相 連 参 サ	地区担当では解決できない地域のニーズや課題に対して一緒に関わりスーパーバイスを行う職員としてCSWを配置する。また、長野市福祉政策課及び地域包括ケア推進課と連携し、地域とともに地域課題について分析を行い、地域づくりを個の課題から地域課題に取り組めるよう仕掛け・支援を行う。

6 地域福祉課(生活あんしん担当)

	取組・事業名		
No.		ΔΛ Λ =1 	取組・事業の概要
	重点 新規等 種別	総合計画	
(1)	長野市成年後見支援センター事	業	成年後見を適切に利用するため専門相談窓口を開設
(-/	市受託相		し、相談から調整・申立支援等を総合的に行う。
(0)	法人後見事業		本会が長野家庭裁判所から選任された成年後見人等に
(2)		サ	なり、判断能力が不十分な人への支援を行う。
(3)	「おひとりさま」あんしんサホ		意思決定が可能な身寄りのない自立した高齢者が抱える様々な不安を解消するため、身元保証や日常の財産管理及び死後の葬儀・財産の処分等の事務といった様々な問題についての相談を受けるとともに、任意後見制度及び関連する諸制度が適切にかつ安心して利用できるように必要な支援を行う。 重点目標に掲げている「入院・入所ガイドライン」策定を市と共に取り組む他、相談体制の強化、関係機関との連携強化を図る。
	□ ● □ 市受託 □ 市受託 □ 市受託 □ 市受託 □ 市受託 □ 市	7	認知症高齢者等の判断能力が不十分な方に対して、日
(4)	日常生活自立支援事業		常的な金銭管理や預貯金通帳等の預かりを行う。(社会
	県社協受託 相	サ	福祉法に定める第2種社会福祉事業)
(5)	暮らしのあんしんサービス事業	ŧ	判断能力はあるが、単身高齢者等で金銭管理等の不安 がる方に対して、日常的な金銭管理や預貯金通帳等の預
		サ	かりを行う。
(6)	地域福祉課みなみ出張所運営事		地域福祉課の出張所を篠ノ井地区に設置し、主に南部 地域における日常生活自立支援事業、暮らしのあんしん サービス事業、生活福祉資金貸付事業の相談者、利用者
			の支援を行う。

(7)		生活就労っ	事業	- "まいさぽ相 連 参 サ	就職や住まい、家計やひきこもりなどの困りごとや不安を抱えている方(世帯)に対し、相談支援を行いながら個々人の状況に応じ必要な制度、サービスにつなぐ。また関係機関とのネットワークづくりや不足する社会資源等の開発に取り組む。
(8)	生活福	祉資金貸 (寸事業 県社協受託	相	県社協からの委託を受け、低所得世帯等に対し、相談援助を実施しながら、世帯の自立助長を目的に必要な資金の貸付を行う(第2種社会福祉事業)。 令和5年度については、県社協からの予算措置もあり、まいさぼ長野市等と連携し特例貸付利用者のフォローアップ支援を実施する。
(9)	きぼうね	相談事業		相	誰にも相談できない、どこに相談したら良いか分からないといった「よろず」的な相談に対し、相談所を開設し相談を行う。
(10)	法律相詞	淡事業		相	法律的な見地からの相談対応が必要な相談に対し、弁 護士を相談員として、法律相談を行う。
(11)	ふれあり	ハデイケフ	ア事業	参	相談事業等で把握した、ひきこもり者等社会参加や居場所が必要な方を対象に、交流する場を提供し、必要な支援につなぐ。
(12)	重層的業	支援体制	整備事業(移	多行準備事相 連 参	令和6年度から実施予定の重層的支援体制整備事業の 実施に向け、包括的な相談支援体制の構築や、多機関協 働事業者として複合化・複雑化した福祉課題等に対し関 係機関と連携した支援を行える体制整備を図る。
(13)	長野市/ ターの)	生 活支援 運営事業	・ 地域ささえ	; ··· · · ·	(令和4年度をもって終了) 削除
		終了	市受託	相連参	

7 地域福祉課(ボランティア担当)

No.	取組・事業名	取組・事業の概要
100.	重点 新規等 種別 総合計画	収組・事業の似安
(1)	ボランティアセンター運営事業	地域住民のボランティア活動に関する理解と関心を深めるとともに、その育成援助を行うことによりボランティア活動の振興を図る。また、センターの適正な運営を図るためボランティアセンター運営委員会を開催す
	相連参サ	5.
(2)	ボランティアの登録・相談・連絡・調 整・紹介	 ボランティアを「したい人」「頼みたい人」等に関す る様々な情報を収集整理し、コーディネートを行う。
	相連参サ	
(3)	寄託金品の受け入れ・活用、機材貸出、 会場の提供	寄託金品等の受け入れと活用を図るとともに、ボラン ティア活動の支援のためボランティア活動等に必要な機
	連 参	材の貸出、会場の提供を行う。
(4)	ボランティア活動に関する啓発・普及・ 広報・情報提供	ボランティアに関する情報をより多くの市民が多様なツールでアクセスできるようボランティアに関する情報を収集するとともに、情報紙、ホームページ、LINE公式アカウント、YouTube、街中掲示板等を通じて、市内外へボランティア情
	連参サ	報を発信する。
(5)	ボランティア活動推進のための講座・研修の開催	地域づくりやボランティアの担い手の知識取得、技術 向上等を図るとともに多くの住民に地域づくりやボラン ティアへの関心を高めるため講座・研修等を開催する。
	● 相連参サ	/ 1/ 、V/ 現代を同のなたの時/生・別形寺を開催する。

(6)	地区住民自治協議会及び地区ボランティ アセンター事業への相談・支援 相 連 参 サ	地域におけるボランティア活動活性化のため、住民自 治協議会等が推進するボランティア活動等に関する相談 に対し協力・連携し対応する。また、地域でのボラン ティア活動等の拠点整備に係る経費の助成を行う。
(7)	地域活動、居場所づくり、福祉共育(教育)への協力支援 相 連 参 サ	地域の多様な社会資源が取り組む地域活動、居場所づくり、福祉共育等の推進のため、推進主体である住民自治協議会、各種学校、企業等の相談に連携し対応するとともに取組に対して協力支援を行う。また、学校における福祉共育(教育)・ボランティア学習を推進するため、普及校の指定(事業の助成)を行う。
(8)	ボランティア保険の紹介・加入・取次ぎ	ボランティア活動を安心して行えるようボランティア 保険の紹介・加入・取次ぎを行う。

8	<u>介護サービス課</u>	
No.	取組・事業名	取組・事業の概要
	重点 新規等 種別 総合計画	
(1)	利用者の社会参加及び地域貢献活動の支援の拡充	地域の社会資源の活用や、企業などと連携し、利用者が貴重な経験や技術を生かし、役割を持って社会参加や地域貢献活動できるよう支援を拡充させる。また、エコバックを活用して社協の取組を発信したり、拡充できないか検討する。
	● 順 連 参	
(2)	介護保険制度改正に向けて事業の見直し	次期介護保険制度改正に向けて、国でまとめられた意見をもとに、介護サービス事業の今後の方針について検討する。
	■ 新規 # サ	ру У 'd °
(3)	地域の方が気軽に立ち寄れ、相談できる 場所の提供	利用者の方を含む地域の方々が、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、事業所の機能や専門職としての知識を活かして、介護者教室や認知症カフェなど 実施し、認知症理解の啓発や相談支援等を行う。
	<u> </u>	 利用者の自立支援、在宅生活継続のための機能訓練の
(4)	L I F E を活用した機能訓練の充実	充実を図る。また、LIFE※1へのデータ提出とフィー
	● #	ドバックを活用する。
(5)	外国人技能実習生の継続的受け入れに向けた検討	社会貢献事業として、外国人技能実習生の継続的な受け入れのための環境を整備し、組織の活性化を図る。
	● 	
(6)	多様な人材が働ける環境の整備 ● ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	業務の見直しやシステム化を推進し、業務の効率化や 負担の軽減を図るとともに、職員のモチベーションを高 めるため、働きやすく、魅力ある職場になるよう個々の 事情に配慮した多様な働き方を検討する。
(7)	会議や他職種連携におけるICTの活用	運営基準において実施が求められる各種会議等について、感染防止や他職種連携の促進から、ご利用者・ご家族を含め I C T の活用を進める。
(8)	地域と連携した災害対応の強化 ■ 連	災害への対応において、地域のとの連携が不可欠であることから、訓練の実施等にあたって地域住民の参加が 得られるよう連携に努める。
(9)	感染症や災害発生後の業務継続に向けた 取組(BCP)の作成 ● サ	感染症や災害が発生しても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するためのBCPを作成する。
(10)	感染症対策強化に向けた取組の実施 ● サ	感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を図る ため、委員会の開催や指針の整備する。
(11)	感染症対策及び業務継続に向けた研修や 訓練(シミュレーション)の実施 ● サ	感染症対策及び必要なサービスが継続的に提供できる よう研修や訓練(シミュレーション)を実施する。
(12)	災害福祉カンタンマップの利用検討 ■ 県社協事業 連	福祉・介護事業所と地域住民の協働により災害時要支援者情報の包括的な把握を目指した「災害福祉カンタンマップ」の利用を検討する。
(13)	認知症ケアに関する研修会への参加及び 勉強会の開催	介護サービスにおける認知症対応力を向上させるため、無資格者は認知症介護基礎研修を受講し、有資格者は更なるステップアップのため研修に参加する。また認知症ケアに関する勉強会を開催する。
(14)	■ 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、委員会の設置開催、指針の整備、研修を実施する。
(15)	居宅介護支援事業	要介護状態の高齢者等が介護保険のサービスを受けられるようにケアプランの作成を行い、在宅医療介護連携システム等を活用し、サービス提供事業所や医療との連絡調整等を行う。
	相連 サ	MH MH 正 寸で11 ノ。

(16)	訪問介護事業	ホームヘルパーが自宅を訪問し、食事や排泄など日常 生活上の介護や、調理や洗濯などの生活援助を行う。
		通所介護事業所において、食事・入浴などの日常生活
(17)	通所介護事業	上の世話や機能訓練・レクリエーションなどを行う。また、社会参加活動を活発にし、利用者が生き生きと活躍できる場を提供する。
	├────────────────────────────────────	自宅での生活が継続してできるよう短期入所施設にお
(18)	<u>サ</u>	いて、入浴、食事などの日常生活上の介護や機能訓練な どを行う。
(19)	認知症対応型共同生活介護事業	認知症高齢者を対象にしたグループホームにおいて、 共同生活の中で、安定した日常生活が送れるよう必要な
	サ サ サ	介護や生活の世話を行う。
(20)	初问有段争未	看護師が自宅を訪問し、主治医の指示に従って、療養 上の世話や診療の補助などを行う。
(21)		訪問介護員が障害者の自宅を訪問し、入浴・排せつ・ 食事などの介護や、調理・洗濯・掃除などの家事を行
	サ	う。 -
(22)	重度訪問介護	重度の障害者で常に介護を必要とする人に、訪問介護 員が自宅を訪問し入浴・排せつ・食事などの介護や、外 出時における移動支援などを総合的に行う。
	サ	
(23)	同行援護 サ	移動が困難な視覚障害者等に対し、訪問介護員が通院 介助や日常生活における買い物など、外出時に必要な援 助を行う。
(0.4)		介護保険制度では適用できないサービスを提供する
(24)	● 拡大	(ゴミ出し、通院介助など) また、営業等により広く周知する。
(25)	移動支援サービス	屋外での移動が困難な障害者を対象に、ホームヘル パーが社会生活を営む上で必要な外出や余暇活動を実現
	<u>サ</u>	するための外出等を支援する。 居宅での生活に不安のある独居や夫婦のみの高齢者世
(26)	高齢者生活福祉センター事業	帯を対象に、通所介護事業所併設の居宅施設において、 食事の提供、各種相談、助言、緊急対応を行う。(鬼無
		里・大岡・中条地区)
(27)	高齢者共同生活支援施設事業 	居宅での生活に不安のある独居や夫婦のみの高齢者世帯を対象に、居住施設において、食事の提供、各種相談、助言、緊急対応を行う。 (戸隠地区)
(28)	地域包括支援センター事業 市受託 相 連 サ	介護・福祉・保健・医療に関する総合相談窓口として 設置された機関。社会福祉士・保健師・主任ケアマネ ジャーなどの専門職員を配置し、高齢者の皆さんが住み 慣れた地域で安心して生活が送れるよう支援する。地域 課題について話し合う地域ネットワーク会議の開催を推 進する。(安茂里・吉田・豊野地区)
(29)	在宅介護支援センター事業	地域包括支援センターの行う業務を補って、地域の身 近な相談窓口として、在宅介護等に関する総合的な相談 に応じ、福祉や保健などのサービスを提供するために地 域内の関係機関との連絡調整を行う。(鬼無里・大岡地
	市受託 相 連	区)

%1 L I F E

(Long-term care Information system For Evidence) の略 「科学的介護情報システム」という意味で、科学的に効果が裏付けられた自立支援・重度化防止に 資する質の高いサービス提供の推進を目的とし、厚生労働省へデータの提出とフィードバックの活 用によって、PDCAサイクル・ケアの質の向上を図ること

Ⅳ 施設等一覧

1【指定管理施設等】

(1) ふれあい福祉センター

No.	名 称	所 在 地	開設年月日
1	ふれあい福祉センター	大字鶴賀緑町 1714 番地 5	平成 6.7.1

(2) 児童館・児童センター 33施設

No.	名	称	所 在 地	設置年月日
1	箱清水	児童センター	箱清水三丁目 16 番 17 号	昭和 57.4.1
2	加茂	児童センター	大字西長野 74 番地 4	平成 13.4.1
3	古 牧	児童センター	大字高田 603 番地 1	平成 5.4.1
4	日詰	児童館	大字稲葉 2001 番地 1	昭和 49.4.1
5	三輪	児童センター	三輪八丁目3番37号	昭和 50.4.1
6	甘	児童センター	吉田三丁目 22 番 41 号	平成 9.12.1
7	裾 花	児童センター	中御所四丁目 17番3号	平成 7.4.1
8	湯谷	児童センター	上松四丁目 28 番 38 号	昭和 61.4.1
9	南部	児童センター	大字鶴賀 550 番地	昭和 59.4.1
10	大豆島	児童センター	大字大豆島 1005 番地 1	平成 5.4.1
11	柳原	児童センター	大字柳原 2108 番地 1	平成元.4.1
12	長 沼	児童センター	大字津野 191 番地	平成 2.4.1
13	古 里	児童センター	大字金箱 559 番地 22	昭和 52.4.1
14	若槻	児童館	大字若槻団地 1 番地 384	昭和 47.4.1
15	徳間	児童センター	大字徳間 570 番地	昭和 61.4.1
16	芋 井	児童センター	大字上ヶ屋 910 番地	昭和 47.4.1
17	安茂里	児童センター	大字安茂里 1133 番地イの 1	平成 3.10.1
18	松ヶ丘	児童センター	安茂里小市二丁目 31 番地 1 号	昭和 59.4.1
19	篠ノ井中央	児童センター	篠ノ井二ツ柳 2251 番地	昭和 49.4.1
20	篠ノ井東	児童センター	篠ノ井東福寺 1601 番地 1	平成 8.4.1
21	篠ノ井西	児童センター	篠ノ井二ツ柳 523 番地 7	昭和 56.4.1
22	共 和	児童センター	篠ノ井小松原 600 番地	昭和 53.4.1
23	塩 崎	児童館	篠ノ井塩崎 3350 番地	昭和 59.4.1
24	松代花の丸	児童センター	松代町松代 262 番地 1	平成 14.4.1
25	豊栄	児童館	松代町豊栄 2787 番地	平成 15.4.1
26	松代東条	児童センター	松代町東条 2421 番地	昭和 60.4.1
27	綿内	児童センター	若穂綿内 6734 番地 9	平成 13.4.1

No.	名 称	所 在 地	設置年月日
28	保 科 児童センター	若穂保科 2646 番地	平成 6.8.1
29	昭 和 児童センター	川中島町今井 1865 番地	昭和 55.4.1
30	川中島 児童センター	川中島町上氷鉋 146 番地 1	昭和 60.4.1
31	青木島 児童センター	青木島町大塚 1310 番地 2	平成 13.4.1
32	下氷鉋 児童センター	稲里町下氷鉋 76 番地 5	平成 5.4.1
33	三本柳 児童センター	三本柳東二丁目2番地	平成 17.4.1

(3) 放課後子どもプラザ 48 施設

No.		名 称	所 在 地	設置年月日
1	城山	子どもプラザ	大字長野東之門町 404 番地 1	平成 24.4.1
2	鍋屋田	子どもプラザ	大字鶴賀上千歳町 1365 番地 2	平成 21.4.1
3	加茂	子どもプラザ	大字西長野 185 番地 6	平成 25.4.1
4	山王	子どもプラザ	大字中御所岡田 30 番地 1	平成 23.4.1
5	芹 田	子どもプラザ	大字栗田 16 番地 2	平成 22.4.1
6	古牧	子どもプラザ	大字高田 619 番地 2	平成 22.4.1
7	緑ヶ丘	子どもプラザ	大字高田 2281 番地	平成 23.4.1
8	三輪	子どもプラザ	三輪八丁目3番2号	平成 24.4.1
9	吉田	子どもプラザ	吉田三丁目 12番 12号	平成 28.4.1
10	裾 花	子どもプラザ	中御所五丁目6番地1号	平成 21.4.1
11	城東	子どもプラザ	三輪六丁目 14番地 30号	平成 21.8.1
12	湯 谷	子どもプラザ	上松四丁目 28 番地 38	平成 22.4.1
13	南部	子どもプラザ	大字鶴賀 550 番地 1	平成 22.4.1
14	大豆島	子どもプラザ	大字大豆島 1004 番地 2	平成 22.4.1
15	朝陽	子どもプラザ	大字北長池 1406 番地	平成 24.4.1
16	柳原	子どもプラザ	大字小島 702 番地	平成 21.4.1
17	古里	子どもプラザ	大字金箱 439 番地 2	平成 24.4.1
18	若槻	子どもプラザ	大字若槻東条 810 番地	平成 23.4.1
19	徳間	子どもプラザ	大字徳間 570 番地	平成 21.4.1
20	浅川	子どもプラザ	浅川東条 337 番地	平成 20.4.1
21	安茂里	子どもプラザ	大字安茂里 1155 番地	平成 22.4.1
22	松ヶ丘	子どもプラザ	安茂里小市二丁目 20 番 1 号	平成 24.4.1
23	通明	子どもプラザ	篠ノ井御幣川 270 番地	平成 22.4.1
24	篠ノ井東	子どもプラザ	篠ノ井東福寺 1538 番地	平成 23.4.1
25	篠ノ井西	子どもプラザ	篠ノ井二ツ柳 488 番地	平成 21.4.1

No.	名 称	所 在 地	設置年月日
26	共 和 子どもプラザ	篠ノ井小松原 600 番地	平成 22.4.1
27	信 里 子どもプラザ	篠ノ井有旅 3692 番地	平成 21.4.1
28	塩 崎 子どもプラザ	篠ノ井塩崎 3333 番地	平成 23.4.1
29	松代花の丸 子どもプラザ	松代町松代 205 番地 1	平成 21.8.1
30	清 野 子どもプラザ	松代町清野 64 番地	平成 21.4.1
31	西 条 子どもプラザ	松代町西条4番地	平成 22.4.1
32	東条 子どもプラザ	松代町東条 2427 番地	平成 21.4.1
33	寺 尾 子どもプラザ	松代町柴 260 番地	平成 26.4.1
34	綿 内 子どもプラザ	若穂綿内 6656 番地	平成 26.4.1
35	川 田 子どもプラザ	若穂川田 2020 番地	令和 3.4.1
36	昭 和 子どもプラザ	川中島町今井 1865 番地	平成 27.7.1
37	川中島 子どもプラザ	川中島町上氷鉋 172 番地	平成 21.4.1
38	青木島 子どもプラザ	青木島町大塚 1394 番地	平成 22.4.1
39	下氷鉋 子どもプラザ	稲里町下氷鉋 50 番地	平成 23.4.1
40	三本柳 子どもプラザ	三本柳東二丁目1番地	平成 22.4.1
41	真 島 子どもプラザ	真島町真島 1425 番地	平成 22.4.1
42	七二会 子どもプラザ	七二会丁 220 番地	平成 23.4.1
43	信 更 子どもプラザ	信更町田野口 1082 番地	平成 28.4.1
44	戸 隠 子どもプラザ	戸隠豊岡 1531 番地	平成 22.4.1
45	鬼無里 子どもプラザ	鬼無里 77 番地	平成 22.4.1
46	大 岡 子どもプラザ	大岡乙 304 番地 1	平成 20.5.1
47	信州新町 子どもプラザ	信州新町新町 1000 番地 2	平成 22.4.1
48	中 条 子どもプラザ	中条 2770 番地	平成 22.4.1

(4) 老人福祉センター等 7施設

No.	名 称	所 在 地	開設年月日	受託年月日
1	三 陽 老人福祉センター	大字西尾張部 1124 番地 6	平成 11.7.1	平成 11.7.1
2	安茂里 老人福祉センター	大字安茂里 1775 番地	平成 7.6.12	平成 7.6.12
3	氷 鉋 老人福祉センター	稲里町中氷鉋 405	平成 6.3.10	平成 6.3.10
4	鬼無里 老人福祉センター	鬼無里 160 番地 3	昭和 63.4.1	平成 17.4.1
5	信州新町 福祉センター	信州新町新町17番地9	昭和 61.4.1	平成 22. 4. 1
6	中 条 老人福祉センター	中条日高 3964 番地 2	平成 6.10.3	平成 22. 4. 1
7	氷 鉋 老人憩の家	稲里町中氷鉋 405	昭和 54.4.1	平成 6.3.10

(5) 高齢者生活福祉センター 3施設

No.	名称	所 在 地	利用 定員	開設年月日	受託年月日
1	鬼無里 高齢者生活福祉センター	鬼無里 160 番地 4	19人	平成 5.3.8	平成 17.4.1
2	大 岡 高齢者生活福祉センター	大岡乙 3117 番地	9人	平成 6.2.28	平成 17.4.1
3	中 条 高齢者生活福祉センター	中条日高 3966 番地 1	6人	平成 16. 2. 27	平成 22.4.1

(6) 高齢者共同生活支援施設 2施設

No.	名称	所 在 地	利用定員	開設年月日	受託年月日
1	戸隠栃原 高齢者共同生活支援施設	戸隠栃原 4781 番地 2	6人	平成 12. 12. 4	平成 17.4.1
2	戸隠豊岡 高齢者共同生活支援施設	戸隠豊岡 2088 番地 7	8人	平成 15. 2. 26	平成 17.4.1

2【介護サービス事業所等】

(1) 居宅介護支援事業所 9事業所

No.	名 称	所 在 地	開設年月日
1	ふれあい 介護サービスセンター居宅介護支援事業所	大字鶴賀緑町 1714 番地 5	平成 11.7.30
2	三 陽 介護サービスセンター居宅介護支援事業所	大字西尾語 1124番地6	平成 26.4.1
3	吉 田 介護サービスセンター居宅介護支援事業所	吉田三丁目 22番 41号	平成 16.4.1
4	安茂里 介護サービスセンター居宅介護支援事業所	大字安茂里 1775 番地	平成 13. 4. 1
5	篠ノ井 介護サービスセンター居宅介護支援事業所	篠ノ井小森 587 番地 1	平成 13. 4. 1
6	豊 野 介護サービスセンター居宅介護支援事業所	豊野町豊野 655 番地 5	平成 17.4.1
7	鬼無里 介護サービスセンター居宅介護支援事業所	鬼無里 160 番地 3	平成 17.4.1
8	大 岡 介護サービスセンター居宅介護支援事業所	大岡乙 287 番地	平成 17.4.1
9	中 条 介護サービスセンター居宅介護支援事業所	中条日高 3964 番地 2	平成 22.4.1

(2) 訪問介護事業所 5事業所

No.		名称	所 在 地	開設年月日
1	東長野	介護サービスセンター訪問介護事業所	吉田五丁目 9番 26号	平成 16.4.1
2	安茂里	介護サービスセンター訪問介護事業所	大字安茂里 1775 番地	平成 16.4.1
3	篠ノ井	介護サービスセンター訪問介護事業所	篠ノ井小森 587 番地 1	平成 16.4.1
	戸隠	介護サービスセンター訪問介護事業所	戸隠豊岡 1533 番地 2	平成 17.4.1
$\frac{1}{4}$		(鬼無里サテライト訪問介護事業所)	鬼無里 160 番地 3	(平成 30. 10. 1)
5	信州新町	介護サービスセンター訪問介護事業所	信州新町新町17番地6	平成 22.4.1
J		(中 条サテライト訪問介護事業所)	中条日高 3964 番地 2	(令和元.10.1)

[※]ふれあいは、R5.3.31をもってサービスを廃止し、東長野と統合する。

(3) 訪問看護事業所 1事業所

No.	名 称	所 在 地	開設年月日
1	戸 隠 介護サービスセンター訪問看護事業所	戸隠豊岡 1533 番地 2	平成 17.4.1

(4) 通所介護事業所 9事業所

No.	名称	所 在 地	利用定員	開設年月日	施設種別
1	三 陽 介護サービスセンター通所介護事業所	大字西尾房部1124番地6	18 人	平成 11.7.1	地域密着型
2	柳 町 介護サービスセンター通所介護事業所	三輪五丁目3番10号	38 人	平成 11. 4. 26	一般
3	吉 田 介護サービスセンター通所介護事業所	吉田三丁目 22 番 41 号	45 人	平成 9.11.25	一般
4	安茂里 介護サービスセンター通所介護事業所	大字安茂里 1775 番地	45 人	平成 7.6.12	一般
5	篠ノ井 介護サービスセンター通所介護事業所	篠ノ井小森 587 番地 1	38 人	平成元.3.1	一般
6	氷 鉋 介護サービスセンター通所介護事業所	稲里町中氷鉋 405 番地	30 人	平成 6.3.10	一般
7	戸 隠 介護サービスセンター通所介護事業所	戸隠栃原 9246 番地	18 人	平成 17.4.1	地域密着型
8	鬼無里 介護サービスセンター通所介護事業所	鬼無里 160 番地 3	18 人	平成 17.4.1	地域密着型
9	中条 介護サービスセンター通所介護事業所	中条日高 3964 番地 2	25 人	平成 17.4.1	一般
	(大岡サテライト通所介護事業所)	大岡乙 3117 番地	20 人	(令和 3.4.1)	,

(5) 短期入所生活介護事業所 2事業所

No.	名称	所 在 地	利用定員	開設年月日
1	鬼無里 介護サービスセンターやすらぎ	鬼無里 160 番地 3	8人	平成 17.4.1
2	大 岡 介護サービスセンターことぶき荘	大岡乙 3117 番地	9人	平成 17.4.1

(6) 認知症対応型共同生活介護事業所 1事業所

No.	名称	所 在 地	利用定員	開設年月日
1	鬼無里 介護サービスセンターなかよしハウス	鬼無里日影 6711 番地 1	6人	平成 17.4.1

(7) 地域包括支援センター 3施設

No.	名称	所 在 地	開設年月日
1	地域包括支援センター 安茂里	大字安茂里 1775 番地	平成 19.1.1
2	地域包括支援センター 吉田	吉田三丁目 22 番 41 号	平成 25. 10. 1
3	地域包括支援センター 豊野サブセンター	豊野町豊野 655 番地 5	平成 25.4.1

(8) 在宅介護支援センター 2施設

No.	名称	所 在 地	開設年月日
1	鬼無里 在宅介護支援センター	鬼無里 160 番地 3	平成 17.4.1
2	大 岡 在宅介護支援センター	大岡乙 287 番地	平成 17.4.1

3【その他】

(1) その他の事業所 2事業所

N	Vo.	名称	所 在 地	開設年月日
	1	公共交通バス事業大岡事業所	大岡乙 287 番地	平成 17.4.1
	2	地域福祉課みなみ出張所	篠ノ井御幣川 281 番地 1	平成 24.7.1

(2) 事務受託団体等 9団体

No.	団 体 名 称	会員数	代表者氏名
1	長野市民生委員児童委員協議会	879 人	伊藤篤志
2	長野市遺族会	1,349 人	横田久
3	日本赤十字社長野県支部長野市地区	_	荻 原 健 司
4	長野県共同募金会長野市共同募金委員会	_	寺 沢 さゆり
5	長野市赤十字奉仕団	2,722 人	西 正 夫
6	長野市手をつなぐ育成会	248 人	丸 山 香 里
7	長野地区保護司会	154 人	千 野 裕 文
8	長野地区更生保護女性会	1,034人	井 上 惠美子
9	長野圏域介護保険事業者連絡協議会	94 事業者	寺 田 裕 明

V 令和5年度 長野市社会福祉協議会事務局組織図

令和5年4月1日現在

課		担当又は施設		担当及び事務分掌
_ <u>-</u>				
		総務担当		等の整備、会計・予算・決算、公印管理、 務管理、財産管理、寄付金受付、広報活動
		長野市ふれあい福祉センター	長野市ふれあい福祉センター管	理経営
			_	
総		-団体担当	長野県共同募金会長野市共同 長野市赤十字奉仕団、長野市 長野地区更生保護女性会、長野 長野市手をつなぐ育成会 等の	矛市民生委員児童委員協議会、
		1×1 × 10 W	_	
		子どもプラン担当 長野市児童館・児童センター33施設 長野市放課後子どもプラザ48施設	児童館・児童センター管理経営 放課後子どもプラザ校内施設管	理運営 ※浅川児童センター廃止
\neg			_	
		地域福祉担当	地域福祉活動計画推進、地区均各地区地域福祉ワーカー支援 当事者支援、福祉組織化、老人	
		長野市老人福祉センタ一等6施設 (うち憩の家併設1施設)	老人福祉センター等管理経営 地域福祉活動推進(生きがいづ	 くり、相談、ボランティア養成等)
		地域たすけあいコーディネーターの配置	地域たすけあい事業(各地区た	すけあい事業:市内31地区、25箇所)
		公共交通バス事業大岡事業所	大岡線(ハッピー号)の運行管理	
		生活あんしん担当		
	\vdash	生活のんしん担当 		
		│ ┆ │ ¦長野市権利擁護センター	大野市成平板光文版 ピング 	法人後見受任事業(法定後見・任意後見)
地			「おひとりさま」あんしんサポート相談	 ½室 ¦「おひとりさま」あんしんサポート事業
域 福 祉		長野市生活就労支援センター"まいさ ぽ長野市"	生活困窮者自立相談支援/家記アウトリーチ等の充実による自立	
課			生活福祉資金貸付 福祉総合相談(きぼう相談)	
		重層的支援体制整備事業(移行準備 事業)担当	多機関協働事業	
		長野市生活支援・地域ささえあいセンタ・	■ 令和元年東日本台風災害による	备被災者支援
		ボランティア担当	ボランティアコーディネート、ボラ 人育て・学習支援、ニーズ対応 ボランティア拠点づくり(各地区 協働事業開発推進	舌動開発、ボランティアセンター基盤づくり、
		長野市ボランティアセンター	ボランティアセンター運営	
		みなみ出張所	地域福祉担当、生活あんしん担	当、ボランティア担当
_ _				
介護サー		_ 経営戦略担当		、介護サービスの予算及び決算、 ューターシステム管理、人事労務管理、苦情・ 導、研修
 <u> </u>		> l. ± , . A =# // * /	訪問介護担当	総合事業
ラ		┩ふれあい介護サービスセンター	居宅介護支援担当	 居宅介護支援、介護予防支援業務受託等

三陽介護サービスセンター	通所介護担当	│地域密着型通所介護、総合事業 ├
一一物が成り これことが	居宅介護支援担当	居宅介護支援、介護予防支援業務受討
柳町介護サービスセンター	通所介護担当 	一般型通所介護、総合事業
	通所介護担当	一般型通所介護、総合事業
吉田介護サービスセンター	居宅介護支援担当	居宅介護支援、介護予防支援業務受討
長野市地域包括支援センター吉田	地域包括支援担当	総合相談支援、権利擁護、介護予防支
東長野介護サービスセンター	訪問介護担当	訪問介護、障害福祉サービス、総合事
	訪問介護担当	訪問介護、障害福祉サービス、総合事
安茂里介護サービスセンター	通所介護担当 	一般型通所介護、総合事業
	│居宅介護支援担当 	居宅介護支援、介護予防支援業務受記
長野市地域包括支援センター安茂里	地域包括支援担当	総合相談支援、権利擁護、介護予防支
	訪問介護担当	訪問介護、障害福祉サービス、総合事
篠ノ井介護サービスセンター	通所介護担当	一般型通所介護、総合事業
	居宅介護支援担当	居宅介護支援、介護予防支援業務受認
氷鉋介護サービスセンター	通所介護担当	一般型通所介護、総合事業
th mz A =# 11 1 1 2 - 1 4 6		
豊野介護サービスセンター	居宅介護支援担当	居宅介護支援、介護予防支援業務受記
長野市地域包括支援センター豊野サブセンター	- 地域包括支援担当	総合相談支援、権利擁護、介護予防支
	訪問看護担当	(介護予防)訪問看護
戸隠介護サービスセンター	通所介護担当	地域密着型通所介護、総合事業
	訪問介護担当	訪問介護、障害福祉サービス、総合事
鬼無里サテライト訪問介護事業所	訪問介護担当	訪問介護
長野市戸隠栃原共同生活支援施設	栃原高齢者共同生活支援担当	高齢者共同生活支援施設管理経営
長野市戸隠豊岡共同生活支援施設	豊岡高齢者共同生活支援担当	高齢者共同生活支援施設管理経営
	通所介護担当	地域密着型通所介護、総合事業
	短期入所生活介護担当	(介護予防)短期入所生活介護
鬼無里介護サービスセンター		├ グループホーム
長野市鬼無里高齢者生活福祉センター		高齢者生活福祉センター管理経営
	短期入所生活介護担当	(介護予防)短期入所生活介護
大岡介護サービスセンター		
 長野市大岡在宅介護支援センター	-	在宅介護総合相談、介護者教室開催等
長野市大岡高齢者生活福祉センター	高齢者生活福祉担当	高齢者生活福祉センター管理経営
信州新町介護サービスセンター	訪問介護担当	訪問介護、障害福祉サービス、総合事
中条サテライト訪問介護事業所	訪問介護担当	訪問介護
ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー	居宅介護支援担当	居宅介護支援、介護予防支援業務受認
1 小 J n文 /	通所介護担当	一般型通所介護、総合事業
大岡サテライト通所介護事業所	通所介護担当	一般型通所介護、総合事業
	高齢者生活福祉担当	高齢者生活福祉センター管理経営